



題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員会理事補貫民輔君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔綿貫民輔君登壇〕

○綿貫民輔君 ただいま議題となりました昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)外三件、昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調

書(その1)外二件の付託を受け、四月十二日大蔵省当局より説明を聴取、五月十日質疑を終了し、翌十一日討論に入りましたところ、自由民主党を代表して綿貫民輔君は承諾に賛成、日本社会党を代表して芳賀貢君、公明党を代表して坂井弘一君の両君は反対、日本共産党・革新共同を代表して庄司幸助君は昭和四十六年度特別会計予備費一件を除き反対の意見を述べられました。

まず、予備費等の各件について御説明いたしました。

これら各件は、財政法の規定に基づき、予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。そのうち、昭和四十六年度分は、昭和四十七年一月から三月までの間に於て使用が決定されたもので、一般会計予備費は、臨時織維産業特別対策に必要な経費等四十件で、その金額は四百四十五億円余であり、特別会計予備費は、失業保険特別会計における失業保険給付金の不足を補うために必要な経費等十二特別会計の十四件で、その金額は五百三億円余であります。

また、昭和四十七年度分は、昭和四十七年四月から十二月までの間に於て使用が決定されたものであります。一般会計予備費は、河川等災害復旧事業等に必要な経費等六十二件で、その金額は六百十七億円余であり、特別会計予備費は、食糧管理特別会計国内米管理勘定における指定銘柄米奨励金及び自主流通米流通促進奨励金の交付に必要な経費等七特別会計の十二件で、その金額は三百五十四億円余であります。

委員会におきましては、昨年十二月二十五日に

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。詳細につきましては、会議録によつて御承知願

ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

いたしましては、

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

右

委員会におきましては、昨年十二月二十五日に

本件の付託を受け、本年四月十二日大蔵省当局より説明を聴取、五月十日質疑を終了し、翌十一日採決の結果、本件は全会一致をもつて異議がないと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和四十八年二月十七日

内閣總理大臣 田中 角栄

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、アフリカ開発基金(以下「基金」という。)に参加するため必要な措置を講じ、及びアフリカ開発基金を設立する協定(以下「協定」といふ。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

(出資額)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、七件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

第三条 政府は、前条の規定により基金に出資する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

(国債による出資等)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、右

第三条 政府は、前条の規定により基金に出資する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

(国債による出資等)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第六、アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第七、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、右

第三条 政府は、前条の規定により基金に出資する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

(国債による出資等)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第八、日本銀行法(昭和二十七年法律第二百九十一号)第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「アフリカ開発基金」と読み替えるものとする。

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和二十七年法律第六十七号)第二十七条(業務)の規定にかかるわらず、協定第三十三条の規定による基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行なうものとする。

(寄託所の指定)

第五条 日本銀行は、日本銀行法(昭和二十七年法律第六十七号)第二十七条(業務)の規定にかかるわらず、協定第三十三条の規定による基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行なうものとする。

(附則)

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

(附則)

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及びアジア開発銀行」を

「、アジア開発銀行及びアフリカ開発基金」に改める。

理由

アフリカ開発基金への参加に伴い、同基金に対する出資の額及びその方法等について所要の規定

を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案**

右

国会に提出する。

昭和四十八年二月二十一日

内閣総理大臣 田中 角栄

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

(相互銀行法の一部改正)

第一条 相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第四号中「内国為替取引」を「為替取引」に改め、同条第四項を削る。

第十一条中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第二十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

(信用金庫法の一部改正)

第二条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第四項ただし書中「五分の一」を「三分の一」に改める。

第五十四条第二項を次のように改める。

2 信用金庫連合会は、前項各号に規定する業務のほか、次の業務及びこれに附隨する業務をあわせ行なうことができる。

一 国、地方公共団体その他常利を目的とした法人(次号において「国等」という。)の預金の受入れ

二 会員以外の者(国等を除く。)の預金の受入れ

入れ

三 会員以外の者に対する資金の貸付け

四 有価証券の払込金の受け入れ又はその元利

金若しくは配当金の支払の取扱い

五 国民金融公庫その他の大蔵大臣の指定する

者による業務の代理

第五十四条に次の二項を加える。

3 信用金庫連合会は、前項第二号及び第三号に規定する業務を行なおうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 前条第四項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同項中「第一項第五号」とあるのは、「第五十四条第二項第四号」と読み替えるものとする。

第五十四条第三項に改める。

第三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第四号中「金融機関」を「国民金融公庫その他の大蔵大臣の指定する者」に改め、同項第七号中「法人」の下に「(以下この項において「国等」という。)」を加え、同項第八号中「親族」の下に「(以下この項において「配偶者等」という。)」を加え、同項第九号中「前二号の法人又は個人」を「国等又は配偶者等」に改め、同号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

第六条第二号中「第六条において準用する銀行法(以下本条及び第九条中「銀行法」という。)」を「銀行法」に改める。

第八条第二号中「この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

最近における中小企業の状況に即応して中小企業金融制度の整備改善を図るために、相互銀行、信用金庫連合会及び信用協同組合の業務又は事業の範囲を拡充するほか、信用金庫の会員資格の要件を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長鴨田宗一君。

附 则

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

める。

第一百十五条中第二号の三を第二号の四とし、第一号の二の次に次の二号を加える。

二の三 第九条の八第三項の規定に違反して

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

預金又は定期預金の受け入れをしたとき。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第五十四条に次の二項を加える。

3 信用金庫連合会は、前項第二号及び第三号に規定する業務を行なおうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 前条第四項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同項中「第一項第五号」とあるのは、「第五十四条第二項第四号」と読み替えるものとする。

第五十四条第三項に改める。

第三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第四号中「金融機関」を「国民金融公庫その他の大蔵大臣の指定する者」に改め、同項第七号中「法人」の下に「(以下この項において「国等」という。)」を加え、同項第八号中「親族」の下に「(以下この項において「配偶者等」という。)」を加え、同項第九号中「前二号の法人又は個人」を「国等又は配偶者等」に改め、同号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

第六条第二号中「第六条において準用する銀行法(以下本条及び第九条中「銀行法」という。)」を「銀行法」に改める。

第八条第二号中「この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔鴨田宗一君登壇〕

○鴨田宗一君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

アフリカ諸国は、一九六四年にアフリカ開発銀行を設立いたしましたが、同銀行は、通常の貸し付け条件による融資を行なつておりますので、緩和された条件による融資を必要とする国に対する

援助し、緩和された条件による融資を行なうことにより、アフリカ諸国の経済的、社会的開発に貢献しようと/orので、わが国としては、本基金への参加が、アフリカ諸国との間の友好関係の増進に大きく寄与するとの見地から、基金設立当初からこれに参加するとの方針のもとに、本基金の設立協定に署名を行なつてはいるのであります。

この基金は、既存のアフリカ開発基金が新たに先進国への参加を得て、アフリカ開発基金が設立されることとなつたのであります。

この基金は、既存のアフリカ開発銀行の活動により、アフリカ諸国の経済的、社会的開発に貢献しようと/orので、わが国としては、本基金への参加が、アフリカ諸国との間の友好関係の増進に大きく寄与するとの見地から、基金設立当初からこれに参加するとの方針のもとに、本基金の設立協定に署名を行なつてはいるのであります。

次に、この法律案のおもなる内容を申し上げますと、まず、政府は、同基金に対し、協定に規定する計算単位による千五百万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができます。

次に、基金への出資は、協定により国債の交付によって行なうことが認められておりますので、この国債の発行権限を政府に付与することとも、その発行条件、償還等に関して必要な事項を定めております。

なお、基金が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として、日本銀行を指定することといたしております。

また、基金への出資に伴う予算措置として、昭和四十八年度国債整理基金特別会計予算において十五億四千万円を計上しております。



をもつて否決され、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十九分散会

出席國務大臣

大藏大臣 愛知 握一君  
建設大臣 金丸 信君

○朗読を省略した議長の報告

(議長選舉通知)

一、去る二十九日、本院は次のとおり議長を選舉した旨参議院及び内閣に通知した。

議長 前尾繁三郎君

(政府委員退任)  
一、昨三十日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、去る二十二日付をもつて労働省政局長石黒拓爾は労働事務次官に任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)  
一、昨三十日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 増岡 博之君 (理事森下元晴君昨三十日委員辞任につきその補欠)

一、昨三十日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 田邊 誠君 (理事山本幸一君昨三十日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

常任委員辞任及び補欠選任) 任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

外務委員 松本 十郎君 前尾繁三郎君

決算委員 辞任 加藤 紘一君 倉石 忠雄君

議院運営委員 倉石 忠雄君 加藤 紘一君

内閣委員 辞任 倉石 忠雄君 中村 梅吉君

内閣委員 辞任 倉石 忠雄君 羽田 政君

文教委員 辞任 高見 有田 喜一君

議院運営委員 辞任 菊葉 誠一君 江田 三郎君

交通安全対策特別委員 辞任 菊葉 誠一君 江田 三郎君

災害復旧事業等に必要な経費等四十件である。

なほ、同年度一般会計予備費の予算額は九五〇億円で、このうち、昭和四十六年四月二十七



昭和四十八年五月十一日

決算委員長 宇都宮徳馬

衆議院議長 中村 梅吉殿

## 昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総

## 調書に関する報告書

## 本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基づき、提出されたもので、同条第二項による昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為限度額三〇〇億円のうち、昭和四十七年二月十日、昭和四十六年発生河川等災害復旧事業費補助等八件について一四九億六、一〇〇万円の限度で債務負担行為をするとしたものである。

## 二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年五月十一日

衆議院議長 中村 梅吉殿 決算委員長 宇都宮徳馬

## アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 議案の要旨及び目的

本案は、アフリカ開発基金に参加するために必要な措置を講じ、及びアフリカ開発基金を設立する協定の円滑な履行を確保することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 1 相互銀行法の改正

相互銀行が外國為替取引を行なうことができるようになるとともに、相互銀行の同一人に対する融資限度をその銀行の自己資本の額の百分の十に相当する金額から百分の二十に相当する金額とする。

2 政府は、基金に対して出資する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資することができるものとし、当該国債の発行条件

件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずるものとする。

3 基金の保有する本邦通貨その他の資金の寄託所としての業務は日本銀行が行なうものとする。

## 二 議案の可決理由

本案は、わが国とアフリカ諸国との間の友好関係をより一層増進するに大きく寄与するものとして適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十八年度国債整理基金特別会計予算において十五億四千万円を計上している。

右報告する。

昭和四十八年五月十一日

衆議院議長 中村 梅吉殿 大蔵委員長 鴨田 宗一

## 中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 議案の要旨及び目的

本案は、最近における中小企業の状況に即応して中小企業金融制度の整備改善を図るため、相互銀行、信用金庫連合会及び信用協同組合の業務又は事業の範囲を拡充するほか、信用金庫の会員資格の要件を緩和する等の措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

## 1 相互銀行法の改正

相互銀行が外國為替取引を行なうことができるようになるとともに、相互銀行の同一人に対する融資限度をその銀行の自己資本の額の百分の十に相当する金額から百分の二十に相当する金額とする。

## 2 信用金庫法の改正

信用金庫の会員資格のうち、資本または出資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

行の一億円から二億円に引き上げる。

このほか、信用金庫連合会の業務に、会員である信用金庫以外の者からの預金の受入れ、有価証券の払込金の受入れ等の取扱い及び公庫等の業務の代理を加える。

## また、同連合会の専任役員の数を増やすこととする。

## 三 中小企業等協同組合法の改正

信用協同組合及び信用協同組合連合会が行なうことができる代理業務の範囲を拡大する。

また、信用協同組合の預金及び定期積金の総額の百分の二十を限度として、当該信用協同組合の組合員以外の者の預金及び定期積金を受け入れることができるところとする。

## 4 協同組合による金融事業に関する法律の改正

信用協同組合の検査について、都道府県知事の要請があつた場合には、大蔵大臣もこれを行なうこととする。

## 二 議案の可決理由

本案は、最近における中小企業の情勢の変化に対処し、中小企業金融の円滑化に資するものとして、適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年五月三十日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 大蔵委員長 鴨田 宗一 建設委員長 服部 安司

## 二 議案の可決理由

本案は、最近における中小企業の状況に即応して中小企業金融制度の整備改善を図るため、相互銀行、信用金庫連合会及び信用協同組合の業務又は事業の範囲を拡充するほか、信用金庫の会員資格の要件を緩和する等の措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

## 昭和四十八年五月三十日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 大蔵委員長 鴨田 宗一

## 地価公示法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 議案の要旨及び目的

本案は、最近における土地取引の実情にかかるところの地価の公示を行なう区域を市街化区域から都市計画区域に拡大する等所要の改正を行なうとするもので、その内容は次のとおりである。

計画区域に拡大するものとする。

2 都市及びその周辺の地域等において、土地取引を行なう者は、公示価格を指標として取引を行なうよう努めなければならないものとする。

## 3 この法律は、公布の日から施行するものととする。

本案は、適正な地価の形成を図るための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、日本社会党福岡義登君より地価公示法を廃止する旨の修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和四十八年五月三十日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 大蔵委員長 鴨田 宗一 建設委員長 服部 安司

## 二 議案の可決理由

本案は、最近における土地取引の実情にかかるところの地価の公示を行なう区域を市街化区域から都市計画区域に拡大する等所要の改正を行なうとするもので、その内容は次のとおりである。

## 昭和四十八年五月三十日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 大蔵委員長 鴨田 宗一 建設委員長 服部 安司

## 1 地価公示法の対象区域を市街化区域から都市計画区域に拡大する等所要の改正を行なうとするものとし、當該国債の発行条件

1 地価公示法の対象区域を市街化区域から都市計画区域に拡大する等所要の改正を行なうとするものとし、當該国債の発行条件

## 2 信用金庫法の改正

信用金庫の会員資格のうち、資本または出

## 資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 2 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 3 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 4 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 5 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 6 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 7 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 8 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 9 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 10 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 11 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 12 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 13 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 14 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 15 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 16 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 17 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 18 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 19 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 20 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 21 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 22 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 23 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 24 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 25 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 26 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 27 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 28 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 29 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 30 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 31 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 32 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 33 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 34 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 35 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 36 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 37 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 38 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 39 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 40 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 41 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 42 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 43 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 44 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 45 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 46 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 47 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 48 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 49 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 50 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 51 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 52 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 53 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 54 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 55 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 56 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 57 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 58 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 59 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 60 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 61 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 62 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 63 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 64 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 65 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 66 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 67 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 68 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 69 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 70 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 71 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 72 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 73 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 74 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 75 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 76 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

## 77 信用金庫法の改正

資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

昭和四十八年五月三十一日 衆議院会議録第三十九号

九三四

明治二十二年三月三十一日  
郵便物認可

定価  
一部五十円  
(配達料共)

發行所

東京都港区赤坂見附一番地 郵便番号一〇七  
大藏省印刷  
電話 東京 五八二四四一六七